

会員各位

公益社団法人全国ビルメンテナンス協会
会 長 一 戸 隆 男

防疫業務ガイドライン（第1版）の策定について
（新型コロナウイルス感染症に係る情報提供 No.54）

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃より当協会の事業運営にご理解・ご協力を賜りまして厚く御礼を申し上げます。

当協会では、新型コロナウイルスなどの感染症に対して、消毒を含めた清掃管理業務を担えるビルメンテナンス企業を育成するべく、現在、新型コロナウイルス感染防止防疫事業を推進しています。

本事業の目的は、感染拡大防止の観点から、ビルメンテナンスを通して建築物利用者に安心・安全を提供するとともに、建築物の衛生的環境の確保をはかり、もって日本の公衆衛生活動に寄与することを目的としています。そして、建築物を利用するあらゆる方々、そして防疫業務にあたる全ての従事者が、新型コロナウイルスに「感染しない、感染させない」ことを防疫業務の基本方針に掲げています。

本事業を推進するにあたり、当協会では長期ビジョン及び中期ビジョンを設定し、それを達成するために3つの戦略（ガイドライン p3 参照）をたてており、このたび、その戦略の一つとして防疫業務ガイドラインを策定しましたので、ご案内申し上げます。

なお、本ガイドラインは、第1版として新型コロナウイルス感染症の感染リスクが高い環境下での作業を想定した「作業編（実践）」として公開いたしますが、今後は、「作業編（予防）」、「検証編」、「予防編」等の追加、新たな知見、研究成果を本ガイドラインに反映させるべく、短いスパンで定期的に見直すこととしています。

つきましては、本ガイドラインは当面は印刷物として配布いたしませんので、当協会のホームページからダウンロードのうえ、皆様の業務における一助として、ご活用いただきたくお願い申し上げます。本ガイドラインが防疫業務に取り組みられている、あるいは取り組みようとしている会員各位の一助となれば幸いです。

敬具

記

1. 防疫業務ガイドライン ダウンロードURL

https://www.j-bma.or.jp/wp-content/uploads/2020/11/boueki_guideline_v1.pdf

以上

.....【本件に関する問い合わせ先】.....

公益社団法人 全国ビルメンテナンス協会 事業推進部 芦野
〒116-0013 東京都荒川区西日暮里 5-12-5 ビルメンテナンス会館 5階
TEL 03-3805-7560 FAX 03-3805-7561 asino@j-bma.or.jp

防疫業務ガイドライン

感染しない！ 感染させない！
[作業編]

2020年度10月 第1版

※2020年10月31日時点の情報をもとに作成したものです。



公益社団法人
全国ビルメンテナンス協会



はじめに

新型コロナウイルスによる感染拡大は、コロナ禍として世界中で猛威を振るい、社会・経済活動に大きな影響を及ぼしています。このような中、当協会では、新型コロナウイルスなどの感染症に対して、消毒を含めた清掃管理業務を担えるビルメンテナンス企業を育成するべく、現在、新型コロナウイルス感染防止防疫事業を推進しています。

本事業の目的は、感染拡大防止の観点から、ビルメンテナンスを通して建築物利用者に安心・安全を提供するとともに、建築物の衛生的環境の確保をはかり、もって日本の公衆衛生活動に寄与することを目的としています。そして、建築物を利用するあらゆる方々、そして防疫業務にあたる全ての従事者が、新型コロナウイルスに「感染しない、感染させない」ことを防疫業務の基本方針に掲げています。

本事業を推進するにあたり、当協会では長期ビジョン及び中期ビジョンを設定し、それを達成するために3つの戦略（次頁参照）をたてており、本ガイドラインは、その戦略の一つとして策定したものです。

本ガイドラインが防疫業務に取り組みされている、あるいは取り組みようとしている会員各位の一助となれば幸いです。

防疫業務 基本方針	感染しない！ 感染させない！ 『防護』と『ゾーニング』の基本遵守を徹底
----------------------	--

公益社団法人全国ビルメンテナンス協会
技術支援委員会

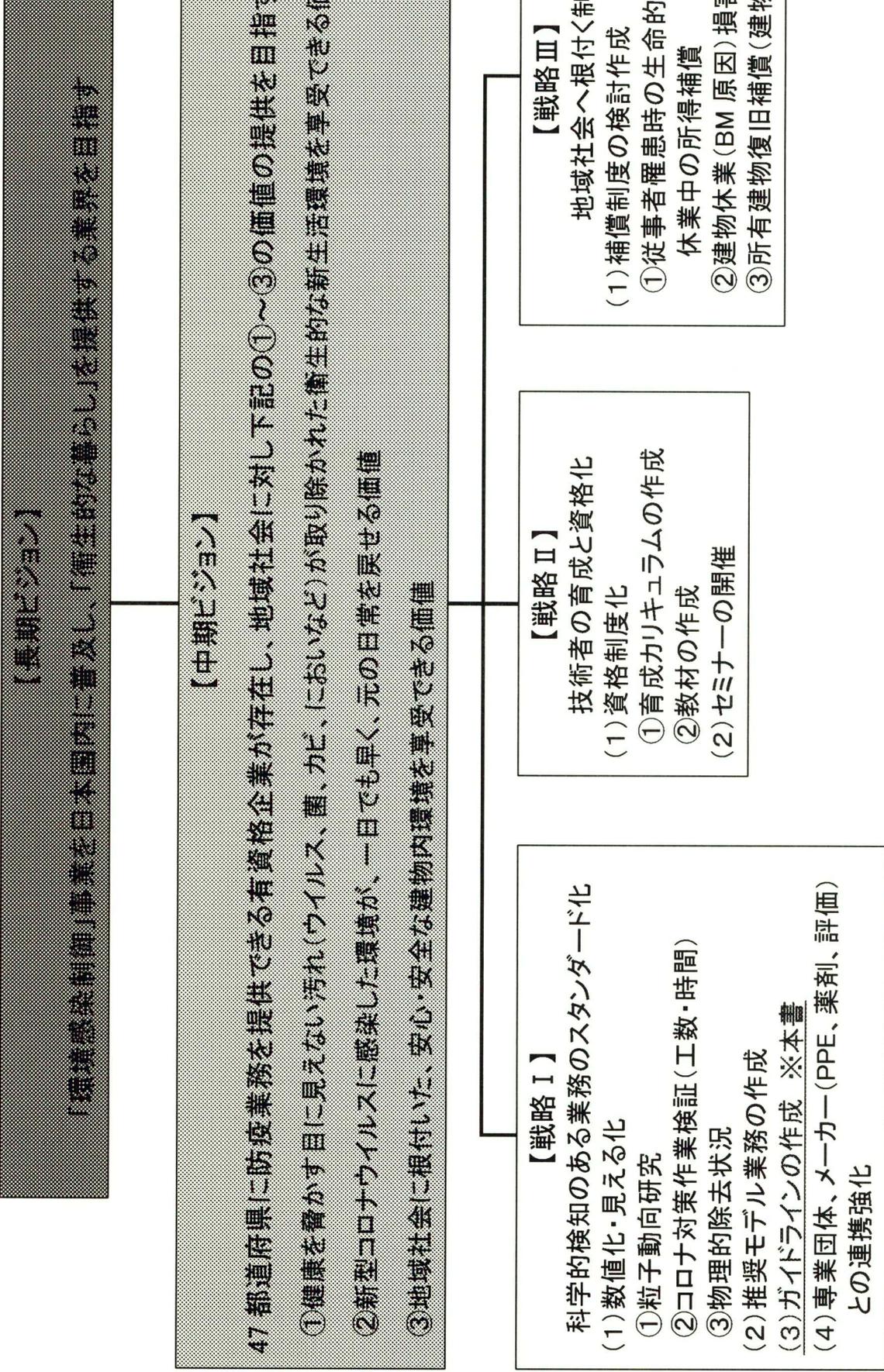
本ガイドラインについて

当協会では、国等の通知に基づく「新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた宿泊施設の清掃等マニュアル／令和2年4月27日策定」並びに長期にわたる感染拡大の予防と社会経済活動の両立を図っていくための業界指針「ビルメンテナンス業における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン／令和2年5月29日策定」を公表しています。

本ガイドラインは、これらの内容を踏まえ、厚生労働省、製品評価技術基盤機構、国立感染症研究所等が公開する新型コロナウイルス感染症に関する最新知見を元に、より実務的・実践的な内容に落とし込んでいきます。

第1版は、新型コロナウイルス感染症の感染リスクが高い環境下での作業を想定した「作業編（実践）」として発行し、今後は、「作業編（予防）」、「検証編」、「予防編」等を順次追加し、ガイドラインを発展させていくこととしています。また、並行して、エビデンスに基づいた防疫業務を確立するため、より安全な作業計画立案のための「作業時における粒子飛散状況の測定」、効率的な作業方法を立案するための「物理的除去状況の測定」を行い、数値化・見える化を研究しています。こうした研究成果を本ガイドラインに反映させるべく、定期的に見直すこととしています。

全体像



【ガイドラインの構成】

目 次	
作業編（実践） ※第1版の対象	I. 定義 II. 事前準備 1. 依頼者との打合わせと現場調査 2. 使用する薬剤・資機材の準備 3. ブリーフィング 4. ゴーニング III. 作業実施 1. 作業環境確認・準備 2. 作業前 清浄度の測定 3. 薬剤吹き付け 4. 薬剤拭き上げ 5. 清水拭き上げ 6. 作業後 清浄度の測定 IV. 作業実施後 1. 撤収作業 2. 報告書の作成
作業編（予防） （予定）	※日常的に行う予防作業
予防編（予定）	I. 病原微生物の基礎知識 II. 感染経路 III. 新型コロナウイルスとは IV. 感染症の標準予防策
検証編（予定）	I. 粒子飛散状況測定検証結果 II. 物理的除去状況測定検証結果 III. マスク種類別の性能確認
積算編（予定）	I. 積算方法
参考資料	I. 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた宿泊施設の清掃等 マニュアル II. ビルメンテナンス業における新型コロナウイルス感染拡大予防 ガイドライン 参考元：公益社団法人全国ビルメンテナンス協会 ホームページ 新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ https://www.j-bma.or.jp/

【作業編（実践）】

I. 定義

本版は新型コロナウイルス感染症の感染リスクが高い環境下での作業を想定した内容である。

※ 感染予防のために日常的に行う「作業編（予防）」については、策定次第反映します。

II. 事前準備

1. 依頼者との打合せと現場調査

依頼者への下記のような申入れ事項と、作業概要の説明を行い、安全な作業環境への協力を得ることが必要である。

- (1) 作業範囲へ関係者以外近接禁止の通達依頼
- (2) 使用する薬剤と薬剤成分の提示と説明
- (3) 使用する資機材・備品類等の説明
- (4) 作業時における事務機器類、寝具類、その他備品等の扱いについて
- (5) テスター（清浄度検査）による作業前後の数値検査の実施について

※作業前・作業後の数値化された検査結果を、「作業完了報告書」に写真と数値を明記し提示する。

【参考1】ルミテスターSMART（測定器）

ルミテスター SMARTは、ATPふき取り検査試薬ルシパック専用のポータブル式ルミノメーターです。洗浄後の清浄度を数値化できます。

なお、ウイルスは生物でないため、ウイルスそのものの測定は出来ませんが、有機物の除去を数値化することにより、ウイルスの除去状況の指標として使用することが考えられます。

※ATPとは

ATPはあらゆる生物がもつ物質であり、食品や菌をはじめとし「有機物」の多くに共通して存在しています。ATPが多ければ洗浄不足（=汚れが多い状態）であることがわかります。

※新型コロナウイルスの検出はできません

- ・ウイルスは、遺伝物質（DNAやRNA）がタンパク質の殻に納まっただけの存在で、ATPを含まないため、ATPふき取り検査ではウイルスを検出できません。
- ・ウイルスによって重篤な症状が引き起こされる感染症の例には、インフルエンザ、エボラ出血熱、SARS、エイズが含まれます。
- ・目に見えない、または微量の汚れや残留物を検出するように設計されています。ウイルスとは別に、微生物や唾液、鼻水、血液などの体液、その他の有機物質にはATPが含まれています。そのため、日常の洗浄の評価に役立ちます。

参考元：キッコーマンバイオケミファ(株) ホームページ

製品情報及び関連動画

<https://biochemifa.kikkoman.co.jp/products/detail/?id=11010>

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に関する弊社製品へのお問い合わせについて

<https://biochemifa.kikkoman.co.jp/news/detail/?id=70>

- (6) 図面に基づきゾーニング（区域分け）を行い、区域ごとの説明
 ※ゾーニングの詳細はP10 「4. ゾーニング」参照
- (7) 作業者の労働安全衛生を優先させるため作業中断の判断をする場合がある
- (8) 直近7日以内に対象施設に感染者が存在していないか。
 ※感染者がいた施設は、二次感染を防ぐため、感染者退去した8日以降
 （参考2参照）に作業をおこなうことも考えられる。
- (9) その他事項については依頼者と協議の上決定する。

【参考2】現時点で判明している新型コロナウイルスの残存期間

物質名	残存期間
ティッシュペーパー	3 時間
銅	4 時間
段ボール	24 時間
布	48 時間
木材	
ステンレス	72 時間
プラスチック	
サージカルマスク	7 日間

参考元：Alex WH Chin Julie T S Chu et al 「Stability of SARS-CoV-2 in different environmental conditions (THE LANCET Microbe Vol 1 May 2020)」
[https://www.thelancet.com/journals/lanmic/article/PIIS2666-5247\(20\)30003-3/fulltext](https://www.thelancet.com/journals/lanmic/article/PIIS2666-5247(20)30003-3/fulltext)

2. 使用する薬剤・資機材の準備

本作業に必要とされる薬剤、資機材類・備品の例を記載します。

下記に記載した品目は作業に必須ではありませんが、作業者の安全と環境へ悪影響が無いよう、本ガイドラインを参考に作業環境等に合わせて用意してください。

(1) 薬剤

【参考3】有効とされる薬剤

2020年6月時点で(独)製品評価技術基盤機構(NITE)が新型コロナウイルスに対して有効とした消毒は以下である。

	品名	濃度
1	アルコール	60%以上 95%以下
2	次亜塩素酸ナトリウム (塩素系漂白剤等)	0.05%以上
3	次亜塩素酸水	拭掃除: 80ppm
		流水時: 35ppm
4	熱水	-

また、以下の9種類の界面活性剤が新型コロナウイルスに有効であることがNITEの検証により確認されている。※ノロウイルスなどの病原体への効果は検証していません。

	品名	濃度
1	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム	0.1%以上
2	アルキルグリコシド	0.1%以上
3	アルキルアミノオキシド	0.05%以上
4	塩化ベンザルコニウム	0.05%以上
5	塩化ベンゼトニウム	0.05%以上
6	塩化ジアルキルジメチルアンモニウム	0.01%以上
7	ポリオキシエチレンアルキルエーテル	0.2%以上
8	純石けん分(脂肪酸カリウム)	0.24%以上
9	純石けん分(脂肪酸ナトリウム)	0.22%以上

参考元:独立行政法人製品評価技術基盤機構ホームページ(2020年6月26日版)

<https://www.niet.go.jp/press/2020/06/20200626012/20200626012.html>

・有効な界面活性剤が含まれる製品リスト(2020年7月10日版)

<https://www.nite.go.jp/data/000112564.pdf>

・有効な界面活性剤を含有するものとして申告された製品リスト(2020年9月28日版)

<https://www.nite.go.jp/data/000115195.pdf>

(2) 資機材類・備品

1) 個人防護具 (PPE ; Personal Protective Equipment) 一式 (例)

①防護服、②マスク (N95相当)、③シューカバー、④手袋 (アウター・インナー)、⑤ゴーグル) など

※1 ディスポーザブル (使い捨て) を使用することが望ましいが、再利用可能なゴーグル、マスク等を使用する場合は十分な消毒をおこなうこと。

※2 性能や資機材の選定は、メーカーと相談すること。

【参考4】 個人防護具の着用について ※国立感染症研究所より引用

- 「・N95同等のマスクの使用に際しては事前のフィットテストと着用時のシールチェックを行うこと。」
- 「・マスク、眼の防護具 (ゴーグル、フェイスシールド等)、長袖ガウン、手袋などの個人防護具 (PPE) を脱ぐ際の手順に習熟し、汚染されたPPEにより環境を汚染しないように十分に注意する (脱衣場所のゾーニング等で対応する)。」
- 「・手指衛生を実施しないまま、自身の眼や顔面を触れないようにする。」
- 「・手袋、帽子、長袖ガウン、覆布 (ドレープ)、機器や患者環境の被覆材などは、可能なかぎり使い捨て製品を使用する。使用後は、専用の感染性廃棄物用容器に密閉するか、あるいはプラスチック袋に二重に密閉したうえで、外袋表面を清拭消毒して持ち出し、焼却処理する。」

参考元：国立感染症研究所「新型コロナウイルス感染症に対する感染管理」 (10月2日更新)
<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov/2484-idsc/9310-2019-ncov-01.html>

【参考5】 個人防護具の着脱動画

動画については、現在準備中

2) 噴霧器

手が届かない箇所への吹き付けのために使用することも考えられるが、使用する場合は十分に考慮して行ってください（参考6参照）

【参考6】 空間噴霧について

①これまで、消毒剤の有効かつ安全な空間噴霧方法について、科学的に確認が行われた例はありません。また、現時点では、薬機法に基づいて品質・有効性・安全性が確認され、「空間噴霧用の消毒剤」として承認が得られた医薬品・医薬部外品も、ありません。

②特に、人がいる空間への次亜塩素酸ナトリウム水溶液の噴霧については、眼や皮膚に付着したり吸入したりすると危険であり、噴霧した空間を浮遊する全てのウイルスの感染力を滅失させる保証もないことから、絶対に行わないでください。

参考元:新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について

(厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ/6月26日更新)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html

3) 不織布（薬剤拭き・清水拭きに使用） ※ディスポーザル（使い捨て）

4) テスター（清浄度検査）

5) 廃棄物収集用ポリ袋等

※作業中、袋の披裂により感染源を拡散しないよう、二枚重ねにするなど
拡散防止対策を行うことも考えられる。

6) 作業用マット ※撤収作業時に使用

7) その他備品

作業サインスタンド、養生テープ、ハンドスプレー、送風機、薬用石鹼等

3. ブリーフィング（事前打ち合わせ）

作業者は現場を想定した十分なブリーフィングを施行前に必ず行う。

(1) ポイント

①作業者の役割確認

②个人防护具の着脱手順を徹底（実際に着用し知識を学ぶこと）

※作業員への个人防护具の着脱教育は定期的に行うこと

※着脱は別紙の「防護服着脱実施状況確認書」を参照

③施設内図面を見ながらゾーニング（区域分け）の確認

④作業全体の流れを確認

⑤作業場の特異性を確認（依頼者との打合せ事項の共有）

⑥被爆者の存在

4. ゾーニング（区域分け）

ゾーニングとは、病原体によって汚染されている区域（汚染区域）と、汚染されていない区域（清潔区域）を明確に区別することをいう。安全にサービスを提供するため、感染拡大を防止するために設定する。設定例については「参考7」参照。

※現場によってケースが異なるため、必ず現場調査を行ないゾーニングの設定をすること。

【参考7】 ゾーニング設定の例

グリーンゾーン

病原体に汚染されてなく感染リスクが低いエリア

レッドゾーン

病原体に汚染されていて、感染リスクが高いエリア（防護服など防護具の装着が必須）

【参考8】 急性期病院における新型コロナウイルス感染症アウトブレイクでのゾーニングの考え方／2020年7月9日ver1.0／国立国際医療研究センター 国際感染症センター

http://dcc.nigms.go.jp/information/pdf/covid19_zoning_clue.pdf

Ⅲ. 作業実施

防疫作業の一例を下記に記載する。

作業環境によりブリーフィング（事前打ち合わせ）などで必要に応じた作業を実施する。

<作業のポイント>

- ※1 作業者に害がないよう薬剤、資機材を含めて万全の態勢で作業を実施すること。
- ※2 作業者の当日の体調管理を徹底すること。
- ※3 2次感染、感染源の拡大を防ぐため、資機材・備品管理を徹底すること。
- ※4 作業動作によりウイルス、菌などの巻き上げが考えられるため、動作には注意を払う。

1. 作業環境確認・準備

項目について、以下の例を示す。

- (1) 薬剤の準備
- (2) 使用資機材・備品の確認
- (3) 作業従事者の体調確認
 - ※特に防護服を用いた作業は負担が大きいため必ず当日の体調確認を行い、従事可能か判断する事（発熱、下痢、頭痛、吐気など）
- (4) 作業場周辺に立入禁止を示すサインスタンド等を設置
- (5) ゴミ廃棄物収集用ポリ袋等を2重にし、必要数の用意
- (6) 出入口に作業用マットを設置
- (7) 個人防護具を二人一組で装着する
 - ※ 着脱作業は必ず二人一組で実施をして、装着不十分なことがないように確認しあう（P14「防護服着脱実施状況確認書（例）」参照）

2. 作業前 清浄度の測定

テスター（清浄度検査）を使い、作業場内の測定を行う

- ※写真等で記録を残すこと

3. 薬剤 吹き付け（室内・指定箇所）

指定域に薬剤を吹き付けする

- ※送風機を起動し、換気しながら作業を行うことが望ましい
 - ①噴霧する際、室内天井に設置されている消防設備（熱・煙感知器）に影響を与えないよう噴霧角度に注意する
 - ②薬剤が掛かってはいけない備品（PC、金庫、ケトル等）については養生テープなどで保護しておく

4. 薬剤 拭き上げ（手拭き作業）

不織布でハンドスプレー等を用いて薬剤拭きを行う

- ①拭き作業は全て一方向（参考9参照）に向けて拭く
- ②作業中、不織布は汚れに応じて新たなものに交換する
 - ※使用後の不織布はゴミ廃棄物収集用ポリ袋に入れること

5. 清水 拭き上げ（手拭き作業）

不織布で清水拭きを行う

- ①拭き作業は全て一方向（参考9参照）に向けて拭く
- ②作業中、不織布は汚れに応じて新たなものに交換する
 - ※使用後の不織布はゴミ廃棄物収集用ポリ袋に入れること

【参考9】一方向拭き

清掃対象に対して、往復させたりする拭きかたは、汚染物質を十分に除去できないなど期待する作業の成果が得られない場合があるので、「片方から一定の方向で一回拭き」をすることが望ましい。

参考元:2019 病院清掃の基本と実務(病院清掃受託責任者講習テキスト)
／公益社団法人全国ビルメンテナンス協会

6. 作業後 清浄度の測定

テスター（清浄度検査）を使い、作業場内の測定を行う

- ※1 写真等で記録を残すこと
- ※2 一定の数値に満たない場合は、再度3～5の作業を実施する

IV. 作業実施後

1. 撤収作業

(1) 個人防護具の取り外し及び廃棄

※ 作業は必ず二人一組で実施する事（P14「防護服着脱実施状況確認書（例）」参照）

- ① 作業者は互いのアウター手袋をはずし合う
- ② インナー手袋の状態相手のインナー手袋・シューカバー以外の防護服を着脱し、廃棄物収集用ポリ袋に収納する
- ③ 作業所内の廃棄物収集用ポリ袋を固く結び、袋外側に薬剤を散布する
- ④ 出入口の作業マット上にてシューカバーとインナー手袋を外し、廃棄物収集用ポリ袋に廃棄し、靴裏に薬剤を散布した後退所する。

※ 最終退所者はインナー手袋の状態作業用マットを廃棄物収集用ポリ袋に収納し、固く締め、消毒した後に退所する

※ 廃棄物は適正な法的処置（医療器廃棄物として）に順守して処理する

(2) 設置した資器材・備品類の回収

廃棄物として取り扱い物は、必ず消毒後に廃棄すること。

(3) 適切な手指衛生の実施

流水と液体石けんを使用して丁寧に手洗い、うがいを行い、アルコールにて手指消毒を行う。

※ 感染者が居た施設の作業については、可能であれば施設内でシャワーを浴びて撤収をすることが望ましい。

2. 報告書の作成

(1) 作業実施報告書を作成し、後日依頼者への提出行う

※ 報告書にはテスター（清浄度検査）の記録も添付する事

個人防護具着脱 実施状況確認書（例）

年 月 日

責任者：

従事者：

従事者：

従事者：

従事者：

従事者：

個人防護具の着用にあたり以下を順守し感染及び感染拡大防止に順守しました。

- (1) 個人防護具の着脱は必ず二人一組で実施する
- (2) 汗を吸い取り、動きやすい服装を着用する
- (3) 作業靴は作業性の良いものを履く
- (4) 体調が優れない場合は、作業を行わない
- (5) 特別仕様ゴーグル及びマスクを使用する場合にはメーカーの指定に従う
- (6) 一度使用した資機材については十分な消毒を行う
- (7) N95同等のマスクの使用に際しては事前のフィットテストと着用時のシールチェックを行うこと
- (8) マスク、眼の防護具（ゴーグル、フェイスシールド等）、長袖ガウン、手袋などの個人防護具（PPE）を脱ぐ際の手順に習熟し、汚染されたPPEにより環境を汚染しないように十分に注意する。
- (9) 手指衛生を実施しないまま、自身の眼や顔面を触れないようにする。
- (10) 手袋、帽子、長袖ガウン、覆布（ドレープ）、機器や患者環境の被覆材などは、可能なかぎり使い捨て製品を使用する。使用後は、専用の感染性廃棄物用容器に密閉するか、あるいはプラスチック袋に二重に密閉したうえで、外袋表面を清拭消毒して持ち出し、焼却処理する。

裏面

チェック	装着時 作業項目
	①インナー手袋を手首まで弛みが無いように装着する
	②防護服を足元から装着する
	③防護服を両腕まで通し、ファスナーを首元まで締め一旦止める
	④防護服の裾を覆うようにシューカバーを着用する
	⑤マスク（N95同等以上）を着用し、鼻の部分をフィットさせて隙間がないようにする
	⑥ゴーグルをかけ、密閉されていることを確認する
	⑦ヘッドキャップなどで髪がはみ出ないようにまとめ、フードをかぶる
	⑧防護服のファスナーを最後まで隙間が無いように締める
	⑨アウター手袋が袖の上に来るようにはめる
	⑩アウター手袋が脱げないようにテープで固定する ※必ずペアで確認しあうこと
	⑪足元をテープで固定し、更に上側をもう1周テープで巻く ※必ずペアで確認しあうこと
チェック	脱衣時 作業項目
	①ゴミ廃棄物収集用ポリ袋を所定の場所に設置する
	②装着している個人防護具の上から全身を軽く薬剤噴霧する。 ※ペアで噴霧しあうこと
	③ペアの作業者の腕と足のテープを外す
	④ペアの作業者の片方のアウター手袋を、裏側を表にしながら外していく
	⑤ペアの作業者の外したアウター手袋の内側を持ち、その手袋でもう一方の手袋を掴みながら、手袋を外す
	⑥ペアの作業者の防護服のファスナーを降ろし、髪や皮膚に触れないようにフードを外す
	⑦ペアの作業者の防護服を肩から腰の位置まで脱がせる。
	⑧自身でシューカバーを脱ぐ
	⑨自身でゴーグルを外す
	⑩顔に触れないようにマスクを外す
	⑪片付けをし、インナー手袋を消毒して裏返ししながら手袋を外す